

1 地域防災計画とは

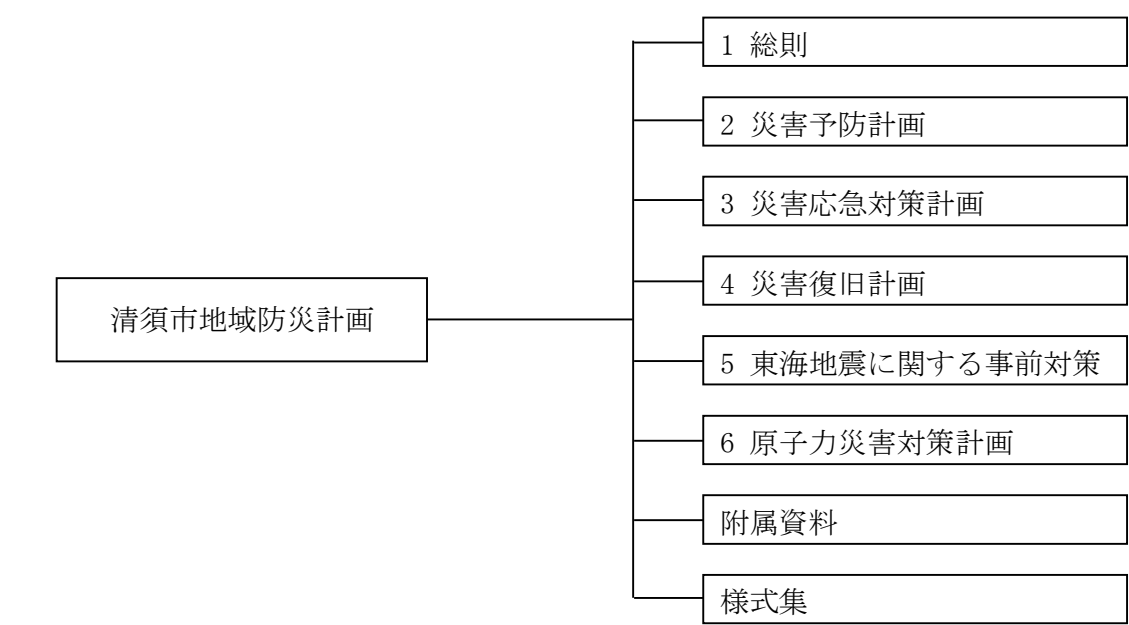
- 地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、清須市防災会議が地域の防災に関する事務または業務について総合的な運営を具現化するために立案するものであり、**市と地域住民、行政機関・公共機関が効果的で具体的な防災活動を実施することを重点目標**として作成するものです。
- 自然災害、事故災害から地域住民の生命や身体、財産を保護するばかりでなく、**被害を最小限に軽減**し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るための重要な計画です。

2 清須市地域防災計画見直しの主旨

- 本市では、H12.9の東海豪雨により大きな被害に見舞われました。全国的には、H26.8の広島豪雨やH27.9の関東・東北豪雨等、大型台風や集中豪雨による河川氾濫や土砂災害等の被害が多く発生しています。また、H23.3の東日本大震災では、ライフラインの途絶や交通ネットワークの停止、帰宅困難者への対応等の様々な課題が浮き彫りとなりました。
- ⇒**近年、従来の想定を大きく上回る災害が発生**しており、こうした災害から、いかに市民の生命・財産を守っていくかが大きな課題となっています。さらに、近い将来に発生すると考えられている**南海トラフ地震等について国や愛知県で被害想定・対応策が議論されているほか、原子力発電所における事故等を含めた超広域的な災害の発生**も危惧されています。
- 全国的にも、防災・減災に関する議論がなされ、災害対策基本法をはじめとする各種防災関連法制度が改正されており、これを受けて国や愛知県の防災計画も毎年見直しが実施されています。また、広域的な災害に対しては、**市としての対策はもちろん、周辺市町や県、関係機関とも連携しながら取り組みを進める必要**があります。
- ⇒愛知県地域防災計画との整合を図りつつ、従来の清須市地域防災計画の実行性をさらに向上させるため、今回、**全面的に内容を見直すこととしました**。

3 清須市地域防災計画の構成

○清須市地域防災計画の構成は、以下のとおりです。



1 総則	計画の目的・方針、市及び関係機関の所掌事務、市の概況等を整理しています。
2 災害予防計画	災害による被害を未然に防止・軽減し、応急対策を効率的に実施するための骨格となる計画です。
3 災害応急対策計画	発災した場合に、迅速かつ的確な対応により、被害を最小限に抑えるための計画です。
4 災害復旧計画	災害から一刻も早く市民生活、経済活動が平常に戻るようにするための計画です。
5 東海地震に関する事前対策	大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化計画に準じた計画です。
6 原子力災害対策計画	福島第一原子力発電所の事故を踏まえた、原子力災害に対応するための計画です。
附属資料	市の防災に関連する情報を整理しています。(現在作業中)
様式集	被害状況の取りまとめや県への報告、各種応援要請の際に必要な様式を整理しています。(現在作業中)

4 主な見直しポイント

○清須市地域防災計画の主な見直しポイントは、以下のとおりです。

◆構成の見直し（全）
⇒県計画との整合を図り、構成を全面的に見直し。
◆基本理念及び重点を置くべき項目の明確化（全：P5～7）
⇒被害の最小化、迅速な回復を図る「減災」の考え方等の基本理念を明確化。さらに、建築物やインフラ等の耐震化について、重点を置くべき事項として位置づけ。
◆地震被害想定の見直し（地：P28）
⇒H26.5に愛知県が公表した「東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」の結果を踏まえ、本市における地震被害想定を修正。
◆災害予防の見直し（全：P31～94）
⇒従来、施策として整理していた各項目について、県計画を踏まえて具体的内容を明記。
◆建築物の耐震化策の拡充（地：P49）
⇒建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正等を踏まえ、指定避難所等の防災上重要な建築物を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることを明記。
◆家庭内備蓄として備えるべき備蓄量の見直し（風・地：P91）
⇒中央防災会議を踏まえ、家庭内備蓄として備えるべき飲料水、食料その他生活必需品の数量を「3日分程度」から「3日以上（可能な限り1週間分程度）」に見直し。
◆特別警報の運用開始に伴う修正（風：P97, 99）
⇒気象庁がH25.8から運用を開始した特別警報の位置づけを明確化。
◆災害対策本部の設置場所の変更（風：P98、地：P288）
⇒庁舎が被災した場合、災害対策本部の設置場所を「春日公民館」に変更（従来は、総合福祉センター）。
◆災害対策本部の組織図及び所掌事務の掲載（風：P103～109、地：P293～299）
⇒従来、資料編に掲載していた災害対策本部の組織図及び所掌事務について、体制及び各課の所掌事務を把握しやすくするため、本編に掲載。

◆災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用（全：P70、風：P119、地：P306）
⇒県において、県内市町村が発表する避難勧告・指示の発令や避難所の開設等の情報をＬアラート（公共情報コモンズ）に提供することとしたことに伴い、市計画においてその活用を明記。
◆医療救護所の設置場所の変更（風：P164、地：P355）
⇒医療救護所の設置場所を、「清洲保健センター及び市が指定した場所」に変更（従来は、新川地域文化広場、にしびさわやかプラザ、各避難所）。
◆医療救護の実施体制の強化（風：P164～176、地：P355～365）
⇒医療救護の実施において、西春日井歯科医師会及び西春日井薬剤師会への連絡、協力要請を明記。
◆災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の位置づけ（風：P167、地：P358）
⇒県計画において、ＤＰＡＴの設置・運用が明記されたことを踏まえ、市計画においても県計画に準じて位置づけ。
◆災害時における放置車両の移動等を規定（風：P182、地：P373）
⇒災害対策基本法の改正を踏まえ、大規模災害時に緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者が放置車両対策を行うことができることを明記。
◆応急仮設住宅の設置に係る方針（風：P263, 264、地：P431）
⇒内閣府・国土交通省通知「大規模災害発生時における被災者の住まいの確保に向けた取組の充実について」に基づき、応急仮設住宅の設置について、賃貸住宅の借上げによる方法を積極的に活用することを明記。
◆原子力災害対策の新設（原：P499～538）
⇒県計画に準じて、原子力災害対策計画を新設。

全：全体に関する事項、風：風水害等対策に関する事項
地：地震災害対策に関する事項、原：原子力災害対策に関する事項